

社会福祉法人すみれ会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員等（以下、役員等と言う。）の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（役員等の会議等への出席報酬等）

第3条 役員等が会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の他の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

（役員等の勤務報酬等）

第4条 理事長及び業務執行理事が役員等の会議（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（監事の報酬等）

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された他の会議等に出席したときは、それに係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された他の会議等に出席したときは、それに係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設

に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第 7 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、別表 3 を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第 9 条 役員等は、法人職務証跡資料として、出席者名簿等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（改正）

第 10 条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

（報酬支払方法）

第 11 条 役員の報酬等は、会議等への出席や業務遂行の都度、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

付 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

2. この規程は、平成 30 年 1 月 1 日より改正施行する。（別表 1、2、3）

3. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より改正施行する。（第 11 条追加及び別表 1、2、3 修正）

役員等報酬 別表 1 (日額)

令和 5 年 4 月 1 日

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 会 出 席 報 酬 等	1 2 , 6 4 0 円	円
評 議 員 会 及 び 評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 出 席 報 酬 等	1 2 , 6 4 0 円	円
苦 情 対 応 第 三 者 委 員	5 , 3 4 0 円	円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 長 及 び 業 務 執 行 理 事 業 務 報 酬 等	1 2 , 6 4 0 円	円
理 事、評 議 員 及 び 評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 業 務 報 酬 等	1 2 , 6 4 0 円	円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等	1 2 , 6 4 0 円	円
苦 情 対 応 第 三 者 委 員	5 , 3 4 0 円	円

別表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	1 5 , 0 0 0 円 実費支払いでき る	1 2 , 6 4 0 円	実 費